

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、城山地区共同施行が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）城山地区）を行うことについて平成24年3月1日適当と決定した。

その関係書類をまんのう町建設土地改良課において平成24年3月15日から同年4月4日まで縦覧に供する。

平成24年3月9日

香川県知事 浜 田 恵 造